

# (0415更新)説明会や個別でいただいた質問

2025/4/15更新

説明会の時に口頭で回答した内容から一部修正しております。ご確認ください。

• **Q：商工会議所や商工会に相談に行ったことは証明書の提出が必要ですか？**

- A：**証明書の提出は求めませんが、個別で商工会議所や商工会に松本市から確認いたします。**申請内容チェックリストの該当箇所にチェックの上提出ください。

• **Q：補助金の交付決定を受ける前に事業に着手しても問題ないですか？**

- A：松本市ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱）第5条に以下のような記載があります。
- 「補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第13条の規定による交付の決定を受けた日から当該年度の末日までの間に補助対象事業の実施に必要な費用のうち、別表第2に掲げるもの（他の条例、規則等により補助対象となったものを除く。）とする。**ただし、自己資金又は寄附実績の範囲内において当該決定の日前に認定事業に着手する場合**その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。」
- 従って、**自己資金または寄附実績の範囲内であれば事前着手して問題ございません。**
- 自己資金とそれ以外を明確に分けるのが難しい経費に関して事前に着手したい場合は、事前にご相談ください。必要に応じて、見積書や、どの範囲まで事前着手する予定かわかる資料をご提出いただけます。

• **Q：自己資金の割合は？**

- A：**事業資金の総額の3分の1以上の自己資金を確保できること**を要件としています。

• **Q：確保した自己資金は使用する必要がありますか？**

- A：補助金交付要綱 別表第1に以下のような記載があります。
- 「要件 事業資金の総額の3分の1以上の自己資金を確保できること」
- 従って、**「確保すること」は要件としていますが、「使用すること」は求めていません。**事業経費として「自己資金」を使用しない場合は、収支予算書内に「自己資金が事業資金の総額の3分の1以上確保できていること」がわかる旨を記載ください。

• **Q：複数の新規事業を申請したい場合はわけて申請した方がいいですか？**

- A：**わけて申請すべきか、まとめて申請すべきか、決まりは設けておりません。**今回の補助金は、ふるさと納税制度を活用した寄附により補助金の額が決定するため、「社会的に広く共感を得られ、寄附が見込める内容になっているか」がポイントになります。**寄附募集の際に、寄附をする方から共感を得られるか（違和感を持たれないか）を基準に、事業を分けて申請するかご判断ください。**親和性が高い、もしくは事業の内容は異なるが共通点がある（例えば拠点が同じ）事業であればまとめて申請でもいいのかと思いますが、全く別の事業であれば分けて申請することを検討ください。

- **Q：研修参加費は事業経費の対象になりますか？**

  - A：補助金交付要綱 別表第2 に記載の経費以外は対象になりません。専門家の方をお呼びして、自分で研修を開催する場合の専門家への謝礼は「報償費」として整理できますが、外部の団体等が主催する研修に参加する場合の参加費に関しては、対象になる経費がないため、原則として経費に含めることはできません。ただし、研修に参加するための宿泊費や交通費は「旅費」として整理できます。
  - **事業を実施するうえでどうしても参加する必要がある研修を事業費に含めたい場合は、個別でご相談ください。**
  
- **Q：寄附金の目標金額を設定するうえで上限額はありますか？**

  - A：50万円以上を目安として、収支予算書の内容を基に設定ください。目標金額の設定によって寄附金額の集まり具合も変わってきますので、その点も考慮の上設定ください。
  - <補足>
  - 補助金の交付対象となるのは事業経費の範囲内です。事業経費を超える金額は補助金として交付できませんのでご承知おきください。
  
- **Q：見積書の提出が必要ですか？**

  - A：見積書の提出は基本的に求めませんが、審査にあたって事業費の明細を把握する必要があると判断した場合は、**見積書や事業費の内訳の提出を求める可能性があります**。収支予算書や事業計画書の経費の内容については**できるだけ詳細に記載するようにしてください**。なお、最終事業報告後に帳簿書類（事業で発生するお金の流れを記録した台帳や領収書、請求書等）の確認をさせていただきます。最終経費と計画の経費が大きくずれないように精査した金額を記載ください。
  
- **Q：様式第3号 収支予算書の支出欄へ記載する内容はどうすればよろしいですか？**

  - A：補助金交付要綱の別表第2に記載の区分と合わせて記載ください。
  
- **Q：事業計画に記載の金額と、実際にかかった経費とに差額が生じて問題ないですか？例えば、施設の改修を業者に発注せずに自分で実施することで経費が少なく済んだ場合はどうなりますか？**

  - A：原則、提出いただいた事業計画書に沿って事業を進めていただく必要がありますが、経費については当初想定していた金額から変動することもあると思います。**計画やスケジュールに大きな変更がなく、金額のみ多少変動する場合は問題ございません**。いただいた例のように、外部発注をせずに一部を自分で実施することは問題ございません。
  
- **Q：寄附金募集の際、松本市としてはどのような方法で応援者を募りますか？**

  - A：松本市としては、**松本市HPでの周知、各種SNSでの周知**（LINE,X,Facebook,YouTube等）（ただし、**各事業個別の周知ではなく、事業全体の周知**）を予定しております。ふるさとチョイスでかけられる広告の予算はないため、**各事業の個別の周知は難しい**状況です。市としても可能な限り周知はしますが、今回はふるさと納税を活用したクラウドファンディングという形式である以上、各事業者のみなさんがどれだけ個別に知人等に周知できるかがキーになります。